

中小事業者向け

GX 経営 推進補助金



『経済と環境の好循環』のためのグリーントランスフォーメーション(GX)に繋がる設備投資に要する経費の一部を補助します。

脱炭素経営に取り組んで、ブランド構築による競争力強化とコスト低減による経営基盤強化を実現し、貴社のレジリエンスを向上させませんか？

補助対象設備

- 生産、販売等事業活動に必要な設備
- 空調設備
- 照明設備
- 小型ボイラー設備
- 再生可能エネルギー設備
- 蓄電池

ISO14001 やエコアクション 21 等の環境認証を取得している場合、補助率と上限額をアップします！

(1/2、100万円⇒2/3、200万円)

----- 詳しくは裏面をご覧ください -----



<補助金交付の要件等についての詳細は、別にお配りする募集要項で必ずご確認ください>

1 補助対象者

経済と環境の好循環を目指すGX経営に取り組むための設備を導入する事業者で、以下の要件すべてに該当する事業者

- ・ 中小企業基本法に規定する中小企業者
 - ・ 区内に本社等があり、3年以上区内で継続して事業を営み、引き続き区内で事業を継続する意向のある者
- ※その他、大企業が経営に参画していないこと、税金の滞納がないこと、反社会的勢力が経営に関与していないことなどの要件があります。

2 補助対象設備

以下の6種類の設備を導入する場合、補助金交付の対象です。

①生産、販売等事業活動に必要な設備 ②空調設備 ③照明設備
④小型ボイラー設備 ⑤再生可能エネルギー設備 ⑥蓄電池

※①は、新規設備が既存設備と比較しエネルギー使用量の削減が10%以上見込まれるもの又は既存設備の発売から10年以上経過した後に発売されたもの（更新に限ります）。なお、電気やガス等の削減に直接繋がらないものや車両等汎用的に利用できるものは対象外です。

※②～⑤は、東京都「都内の中小規模事業所における地球温暖化対策推進のための導入推奨機器指定要綱」の指定基準を満たすもの（②～④は更新に限り、既存設備よりエネルギー使用量の削減が見込まれるもの又は既存設備より後に発売されたものであること）

※⑥は、国の事業（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)支援事業）で補助対象機器として登録されていて、太陽光発電設備と連携するもの（更新の場合、既存設備より後に発売されたものであること）

※①には、②～⑥を含みません。

※リース品は対象外です。また、②～⑥は、中古品は対象外です。

※設備導入経費20万円以上が対象です。

3 補助率・上限額

一般の補助率等		特例の補助率等	
補助率	補助上限額	補助率	補助上限額
1/2	100万円	2/3	200万円

※環境認証（ISO14001、ISO50001、エコアクション21、エコステージ（ステージ2以上））を取得している場合、特例を利用することができます。

※設備を廃棄・譲渡等した場合、補助金を返還いただくことがあります。

4 申請手続等

以下の書類をご提出ください。

- ・ 区指定の専門家派遣申請書、交付申請書、事業計画書等
- ・ 環境認証の取得を証明するもの（特例を利用する場合）

※その他、登記事項証明書、納税証明書等が必要となります。

※交付申請は、専門家による経営アドバイスを受けることが前提です。

5 お問い合わせ先 (申請先)

荒川区 産業経済部

〒116-8501 荒川区荒川 2-2-3 代表電話 **03-3802-3111**

○産業振興課商業振興係（商業・サービス業の方）

内線 **468**

○経営支援課経営支援係（製造業・建設業・運輸業その他の方）

内線 **459**

※申請書は原則持参してください。

※受付時間：土日祝日を除く平日の9時～17時（12時～13時は除く）